

# 第 22 期 第 18 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 6 年 3 月 18 日（月） 14 時 00 分～ 14 時 45 分
- 2 開催場所 日高振興局 202 会議室
- 3 出席委員 大澤 晃 弘 神田 勉 逢山 義 幸  
佐藤 勝 安田 司 小松 伸 美  
白石 智 泰 深根 英 範 住野谷 張 貴  
中村 義 弘
- 4 欠席委員 中村 敬 梶川 徹 坂本 好 則  
浦川 聡 山中 孝 俊
- 5 事務局（日高振興局） 水産課長 岸 鉄 也  
漁業管理係長 松 枝 直 一  
技 師 山 本 倅 多  
技 師 松 田 光 生  
（日高海区漁業調整委員会） 事務局 長 佐々木 真 琴  
主 事 大 谷 美 夢
- 6 議事事項  
議案第 1 号 特定水産資源に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の  
当初配分案等について（答申）  
議案第 2 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間につ  
いて（答申）
- 7 報告事項  
（1）まいわし太平洋系群に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可  
能量の変更について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

事務局長 ただいまから、第 22 期第 18 回日高海区漁業調整委員会を開催  
します。

はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長 今期、第 18 回目の委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、お忙しい中をご出席いただき誠に  
有り難うございます。

また、日高振興局、岸水産課長をはじめ、担当職員の方々に

は、公務ご多忙にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先般、令和5年の漁業生産の概数について報道各社の発表もございましたが、北海道全体としては、サケやホタテガイが減少した一方でイワシが増加したことにより、数量で約109万トン、前年から5%の減少で推移し、金額で約2千781億円、前年から13%の減少となる見込みとのことでもございました。

また、日高管内につきましては、主要魚種であります秋サケの記録的な不漁のほか、カレイ類やタラなどの魚種が大きく減少した一方で、スケトウダラに次ぎオオズワイを含むその他水産動物で増加が見られ、数量で約2万5千トン、前年から4%の減少、金額では約100億円、前年から8%の減少となり、数量、金額ともに前年を下回る結果となっております。

大変厳しい1年であったと感じるところでございますが、そうした中であっても、令和3年の赤潮により被害を受けたツブやタコにつきましては、徐々にではあるものの、統計上の生産量が増えてきたとの明るい兆しもございますので、3月に入り、ツブやタコなどの操業が本格化していることと存じますが、本年の操業が更に好漁に恵まれますことを切に願うところでございます。

さて、本日の委員会は、議案事項が2件、報告事項が1件となります。

皆様には、慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

本日は、よろしく申し上げます。

事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中10名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程により私から指名させていただきます。

本日の署名委員は小松委員と白石委員をお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第1号、特定水産資源に関する令和6管理年度漁獲可能量の当初配分案等について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、このまま着座にて、議案第1号につきましてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

令和6年2月14日付け漁管第2374号、北海道知事からの諮問文になります。

諮問の内容につきましては、大きく2点ございます。

1点目が、本文の上段から、漁業法第16条第1項の規定に基づき特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき当委員会の意見を求めるものとなっております。

対象魚種につきましては、管理期間が令和6年4月から令和7年3月までとなっているクロマグロの小型魚及び大型魚、スケトウダラの太平洋系群、日本海北部系群、オホーツク海南部及び根室海峡、並びにスルメイカの3魚種でございます。

さらに2点目といたしまして、本文のまた書き以降に記載がありますが、クロマグロの小型魚及び大型魚、スケトウダラの太平洋系群、日本海北部系群及び根室海峡、並びにスルメイカについて、国の留保からの追加配分等により漁獲可能量を変更する場合において、速やかに配分するための取扱いについて、法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき当委員会の意見を聴くものとなっております。

それでは1点目の令和6管理年度の漁獲可能量とその配分について、ご説明いたします。

説明にあたりましては、漁獲可能量をTACと、管理年度を単に年度と略称させていただきます。

まず、1枚めくっていただき、2ページから3ページにかけてクロマグロ、スケトウダラ及びスルメイカの知事管理TAC案がそれぞれの区分ごとに示されております。恐れ入りますが、6ページ目まで進んで頂まして、資料1-1、令和6年のTACについて括弧スケトウダラ、スルメイカと記載された資料で詳細を説明いたします。

この資料は、2月8日に開催された水産政策審議会資源管理分科会での審議を経て国から示されました、スケトウダラ及びスルメイカの令和6年度TACの当初配分に基づき北海道に定められた数量の概要を示した資料となっております。

まず、表の中ほどスケトウダラの太平洋系群ですが、MSYを達成する親魚量が22万8千トンのところ、2022年の親魚量は44万8千トンとなり、MSYを上回る資源状態となっております。

右の方にずれまして、令和6年度のTACにつきましては、前年度のTAC数量が括弧書きで記載されておりますが、前年度より6千トン増えた17万6千トンとなり、その内、大臣許可漁業の沖合底びき網漁業への配分が100トン増えた9万9千8百トン、北海道のTACにつきましては、前年と同量の6万9千1百トンとなっております。

次に、日本海北部系群に参りまして、MSYを達成する親魚量が38万トンのところ、2022年の親魚量は10万8千トンとなり、こめ印に記載のとおり限界管理基準値を下回る資源状態となっておりますが、資源評価の結果、親魚量が増加したことにより、資源管理基本方針の漁獲シナリオに基づき、令和

6年度のTACは前年度より増えた2万2千9百トン、その内、沖合底びき網漁業を対象とした大臣管理漁業への配分が7千1百トン増えた1万5千4百トン、北海道のTACは5百トン増えた7千4百トンとなっています。

なお、日本海北部系群あつては、前年のTAC未利用分について、当初配分の5%を上限に繰越しが可能となっております。

次に、オホーツク海南及び根室海峡の両海域につきましては、ロシア水域とのまたがり資源であることからMSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮してTACが設定されております。いずれも前年と同量で、令和6年度のTACはオホーツク海南部は5万8千トンで、沖合底びき網漁業を対象とした大臣管理漁業に5万7千9百トン、北海道のTACを現行水準。

根室海峡は1万5千トンで、その全てが北海道への配分となっています。

続きまして、スルメイカにつきましては、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、TACは、全国で両系群を合わせた管理が行われています。

冬季発生系群のMSYを達成する親魚量が23万4千トンのところ、2022年の親魚量は5万6千トンとなり、限界管理基準値を下回る資源量となっております。

また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量が32万9千トンのところ、2022年の親魚量は19万4,000トンとなり、目標管理基準値を下回る資源状態となっております。

スルメイカは、令和4年度から3年間の固定シナリオが採択されておりますので、令和6年度は、令和4年度、5年度と同様に両系群の合計値で7万9千2百トンのTACが設定されますが、最新の資源評価において、この7万9千2百トンのすべてを消化した場合、資源が絶滅してしまうといった懸念が示されている一方で、漁獲量が直近の令和2から4年度の平均漁獲量である2万9千トン程度に抑えれば、資源は増加していく見込みであることから、令和6年度はTACを7万9千2百トンに設定するものの、表に記載はありませんが5万2百トン为国で留保の上、沖合底びき網、大中型まき網、大臣いか釣り漁業等の大臣管理区分に2万1千トン、北海道に2千4百トンを配分するとしております。

クロマグロについては、別途、ご説明させていただきますので、スケトウダラとスルメイカの道内配分の考え方につきまして引き続き説明させていただきます。

9ページ目をお願いします。

資料1の2と記載された資料をご覧ください。

配分の考え方につきまして説明しますが、資料の後半にありますフロー図もご確認頂きながらお聞き願います。

まず、配分の考え方②、日本海北部系群、太平洋系群及び根室海峡につきましては国から示されたとおりの数量を、オホー

ツク海南部についても同じく国から示されたとおりの現行水準となっております。

③としまして、日本海北部系群及び太平洋系群にあつては、知事許可漁業のすけとうだら固定式刺し網漁業やすけとうだらはえ縄漁業などのすけとうだら漁業に数量配分を行い、定置網漁業などのその他漁業については現行水準となります。

④、日本海北部系群におけるすけとうだら漁業とその他漁業への配分は、令和4年度までの直近3カ年の平均採捕量比率と、前年度の当初TACの配分比率を、1：1で案分した比率により配分しますので、日本海北部系群のすけとうだら漁業は5千540トンとなっております。

⑤、太平洋系群における道南海域と道東海域への配分及び道東海域のすけとうだら漁業とその他漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率と、前年のTACの配分比率を1：1で案分した比率により配分することとしておりましたが、令和3、4、5年の3年間は固定シナリオのため、道内配分も固定してきた経緯にありました。

この固定期間が終了しましたので、令和6年度につきましては、直近3カ年の漁獲量について令和2年から4年までの漁獲実績を用い、TACの配分比率にあつては令和5年度の値を用い計算した結果、道南海域全体が前年度から8百トン増えた6万4千7百トン、道東海域全体が前年度から8百トン減った4千4百トンとなり、道東海域の4千4百トンの内、すけとうだら漁業が2千1百トン、その他漁業が現行水準となります。

また、道南海域全体の6万4千7百トンに係るすけとうだら漁業とその他漁業への配分につきましては、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定められた太平洋海域におけるスケトウダラTACの有効利用についてに基づき配分されることとなり、すけとうだら漁業が前年度から500トン増えた4万6千9百トン、その他漁業が前年度と同じく現行水準となります。

なお、根室海峡につきましては、管理区分が一つですので、1万5千トンの全量がすけとうだら漁業への配分となっております。

これら配分の計算の基礎となる数値や現行水準の目安となる数量などにつきまして、資料をめぐって頂き10ページ目、11ページ目に示されておりますが、説明を省略させていただきますので後ほどお目通しください。

続きまして、資料12ページ目、資料1-3、スルメイカと記載された資料をご覧ください。

スルメイカの配分の考え方につきましては、令和4年度から数量明示による管理へと移行しておりますが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、国から示されました2千4百トンの全量を、北海道スルメイカを採捕する漁業に配分しております。

なお、昨年度に現行水準から数量明示となった経緯や漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、16ページ目の資料1の7に詳細が記載されておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思いますと思いますが、補足させていただきたいのが、先ほど6ページ目でご説明いたしましたとおり、令和6年度の当初配分は大幅な減となりますが、国の留保が5万2百トンと潤沢にあって、北海道は、この留保枠から優先的に追加配分を受けられる制度が運用されいるとのことでございます。

加えて、留保枠から速やかに配分する仕組みとして、一定の漁獲量の積み上がりにより、予め定めた計算方法により自動的に都道府県へ配分するルール、いわゆる75%ルールが規定されており、令和6年度も引き続きこのルールが運用されますので、5万2百トンの留保枠から、速やかに、随時、追加配分されることから、定置等の操業に支障は生じないものと考えているとのことでございます。

続きまして、クロマグロについてご説明します。

13ページ目の資料1-4をご覧ください。

クロマグロにつきましては、令和4年度に、従前のTACを遵守することに重視した管理手法から、TACを有効利用する管理手法への見直しを行っており、令和3年度までは管理区分を詳細に分けていたところを、令和4年度から小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。

詳細な経緯と内容は、15ページ目、資料1-6に記載しておりますので後ほどお目通し願います。

令和6年度のTACは、引き続き13ページの中頃になりますが、国から示された北海道のTACのそれぞれ全量を北海道クロマグロを採捕する漁業に配分することとしており、小型魚につきましては、過去の超過分の差し引きが終了したことにより、113トンが配分となり、大型魚につきましては、320.7トンが配分されます。

また、今後、令和5年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みとなっております。

なお、別の資料となりますが、参考資料3には、水産政策審議会で決定された令和6年度のクロマグロTACの当初配分について、参考資料4には、一昨年前の水産政策審議会で決定された令和4年度以降のクロマグロTACの配分の考え方についてを添付しております。

国から各都道府県や大臣許可漁業への配分の考え方が示されておりますので、後ほどお目通し願います。

また、資料2-5として令和5年と令和6年の配分量の比較についてを参考資料として、水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を、それぞれ添付しておりますので、こちらも後ほどお目通し願います。

最後に諮問内容の2点目であります、国留保からの追加配分

等を速やかに行うための取り扱いにつきまして、資料の4ページに戻っていただきまして、別紙2の国の留保からの追加配分等に伴うTACの変更についてと記載の資料をご覧ください。

背景といたしまして、TACの変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまでクロマグロの小型魚及び大型魚、スケトウダラの太平洋系群、日本海北部系群及び根室海峡、並びにスルメイカのTACの配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め事前に関係海区委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところ です。

資料の下ほど、2、令和6管理年度の取り扱いをご覧ください。具体的な取り扱いにつきまして、括弧1、クロマグロ小型魚及び大型魚に係る国からの繰越し及び国の留保からの配分を含む追加配分及び融通については、全量を北海道くろまぐる漁業から加除する。

次のページに参りまして、括弧2、スケトウダラ太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、全量を北海道スケトウダラ道南太平洋漁業に配分する。

括弧3、スケトウダラ日本海系群の繰越しに係るTACの追加配分に関しては、全量を北海道スケトウダラ日本海漁業に配分する。

括弧4、スケトウダラ太平洋系群及び日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。

括弧5、スケトウダラ根室海峡に係る期中改定に伴う配分数量の変更については、全量を北海道スケトウダラ根室海峡漁業に配分する。

括弧6、スルメイカに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道スルメイカを採捕する漁業から加除すると記載でございますが、これらの取り扱いにつきましては、いずれも北海道資源管理方針の規定に基づく知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速な配分のため、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいとの諮問内容となっております。

長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長

それでは、クロマグロ、スケトウダラ、スルメイカについて、令和6年度TAC当初配分案の説明がありました。

ただいまの説明に、ご意見、ご質問はありますか。

各委員 「ありません」の声

議長 無ければ、議案第1号について、適当と認めてよろしいですか。

委員一同 「異議なし」の声

議長 異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

それでは、次に参ります。

議案第2号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、振興局から説明願います。

松枝係長

振興局水産課の松枝です。

私から、漁業許可の公示に係る諮問について説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。

こちらが本庁漁業管理課から2月19日付け漁管第2414号による、知事から日高海区への諮問文となります。

諮問内容については、次のページ一覧表をご覧ください。

制限措置の内容及び申請すべき期間についての諮問となり、許可等の基準につきましては既に諮問済みとなっております。

対象となる漁業種類、日高は右から3列目となっております、今回3つございます。

何れも道外者を対象とする北海道沖合海域のいるか突棒漁業、次に北海道沖合海域のいか釣り漁業、えりも以東太平洋海域のさんま棒受け網漁業となっております。

まず、制限措置等の内容についてですが、いるか突棒漁業は4ページ、道外者のいか釣り漁業は5ページから10ページ、さんま棒受け網漁業については11ページとなっております。

これらの制限措置につきましては、前回公示との相違点により、簡単に説明させていただきます。

漁業の制限措置である操業区域や漁業時期などについては、従前と変更ありません。

申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に、北海道漁業調整規則の規定に基づきそれぞれ1ヶ月を下らないよう設定しております。

隻数は、それぞれ現行許可を基本として、事前の要望に基づき増減しています。

続きまして、資料2-6、12ページをご覧ください。

日高振興局水産課から3月7日付け日水産第2386号による知事から日高海区への諮問文となります。

かご漁業括弧アイナメかごでございます。

許可等の基準につきましては既に諮問済みとなっておりますので、制限措置について先ほどと同様に前回公示との相違点により簡単に説明させていただきます。

漁業の制限措置である操業区域や漁業時期などについては、従前と変更ありません。

申請すべき期間につきましても、他の知事許可と同様に北海

道漁業調整規則の規定に基づきそれぞれ1ヶ月を下らないよう設定しております。

隻数は、それぞれ現行許可を基本として、事前の要望に基づき増減しておりますが、各地区ともに減少傾向となっております。

最上段日海共第32号荻伏地区については、20隻で変更はございません。日海共第30号、第28号、第26号、浦河、様似、冬島地区につきましては、それぞれ2隻減少しています。また、日海共第24号えりも地区は、7隻減少した37隻となっております。最終段日海共第22号庶野地区については、5隻減少し20隻となっております。

制限措置の公示に関しての説明は以上でございます。

議長 振興局処分のあいなめかご漁業ほか、本庁処分の3漁業に関する制限措置の説明がありました。  
このことに対し、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 無ければ、議案第2号について、適当と認めてよろしいですか。

委員一同 「異議なし」の声

議長 異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

本日の議事は以上となりますので、報告事項に移りたいと思います。

マイワシ太平洋系群の令和5年度知事管理TACの変更について事務局から報告願います。

事務局 それでは、資料の最後に添付しております報告事項と右肩に記載された1枚ものの資料をご覧願います。

これは、国の留保から追加配分に伴い、令和5管理年度に係るマイワシのTAC数量について変更した旨の令和5年12月13日付け北海道知事からの報告となっております。

変更の内容につきましては、裏面をご覧頂きまして、北海道漁獲可能量が、変更前の3万8千600トンから、2万7千トン増え、6万5千6百トンに変更されております。

マイワシ試験操業への配分及び定置漁業などのその他漁業の現行水準に変更はございません。

なお、昨年3月16日に開催しました当海区委員会におきまして、北海道資源管理方針に基づく行政庁の恣意性がない機械的な配分にあっては、事後報告で対応することについて異議がない旨決定していることから、このたびの報告となっております。

報告事項の説明は以上です。

議長 ただいま、マイワシのTACの変更について、説明がりましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

各委員 「ありません」の声

議長 それでは、本日予定していました議題は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 事務局から連絡事項などありませんか。

事務局長 次回の委員会の予定につきましてご連絡致します。

令和5年度につきましては、漁業権の切替作業に伴い審議事項が増えたこともあり4月にも委員会を開催いたしておりますが、無事、漁業権の切替え作業も終えておりますので、令和6年度の委員会の開催頻度につきましては、例年ベースに戻りまして、初回を、6月中下旬に開催する見通しとなります。

内容につきましては、マツカワの委員会指示や、7月から管理期間が始まるTAC魚種の当初配分ほか報告事項が想定されます。

近くなりましたら、あらためまして日程調整をさせていただきますので、宜しくお願い致します。

事務局からは以上です。

議長 本日の会議は、今年度最後の委員会となります。

また、令和6年度は4年間の委員任期の最終年度となります。

委員皆様におかれましては、引き続き委員会の運営に御協力を賜れますよう宜しくお願い申し上げまして、本日の委員会を閉めたいと思います。

それでは皆様大変お疲れ様でした。

《閉 会》